

件名	自治会が主催する夏祭りの屋台営業について
受付日	令和元年7月8日
ご意見・ご提案の概要	自治会が主催する夏祭りの屋台営業において、食中毒を発生させた場合、食品衛生法で定められた処罰の対象となるか。
県の考え方	<p>自治会が主催する夏祭りの屋台で、不特定又は多数を対象に飲食物を提供する場合、食品衛生法で規制する営業に該当する可能性があります。</p> <p>自治会自体は、食品衛生法の規制対象となる食品関係の営業者ではないですが、自治会の構成員が営業者となって営業許可を申請した屋台において食中毒が発生した場合、当該営業者が処罰の対象となります。</p>
担当課	健康福祉部 生活衛生課